健康福祉行政の概要

平成26年度





健やか生活習慣くまもと県民運動

キャラクター「ASO坊健太くん」

◎2010 熊本県 くまモン

熊本県健康福祉部

目 次

第一	1 健康福祉行政の体系							
1	健康福祉部の組織機構							
	(1)健康福祉部組織機構図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•			3
	(2)分掌事務							
	① 本庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•			•			4
	② 出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							Ć
2	平成26年度予算各課別一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・	•				•	• 1	
3	健康福祉部の主な計画等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・				•		• 1	5
4	健康福祉行政に関する法制体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•				•	• 2	<u> </u>
第 2	2 幸せ実感くまもと4カ年戦略(健康福祉部関連の概要)							
1	「幸せ実感くまもと4カ年戦略」策定の趣旨・・・・・・・・・・	•	•			•	• 2	2 6
2	幸せ実感くまもと4カ年戦略(構成)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•				• (• 3	C
3	「幸せを実感できるくまもと」の実現に向けた取組み〈健康福祉部関連〉	•				• (• 3	1
第:	3 健康福祉部各課の事業体系・内容							
1	健康福祉政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	• 3	; 9
2	健康危機管理課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	• 5	; 2
3	長寿社会局							
	(1)高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課・・・・・・・・・・		•			•	• 6	3
	(2) 社会福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	• 8	3 6
4	子ども・障がい福祉局							
	(1)子ども未来課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		•		• 6) 7
	(2)子ども家庭福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
	(3)障がい者支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	1 2	2 7
5	健康局							
	(1)医療政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	1 5	; 9
	(2)国保・高齢者医療課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	1 7	۶ '
	(3)健康づくり推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	1 8	3 2
	(4)薬務衛生課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•	•	1 9) _
	他部局における健康福祉関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					- :	2 C) 3

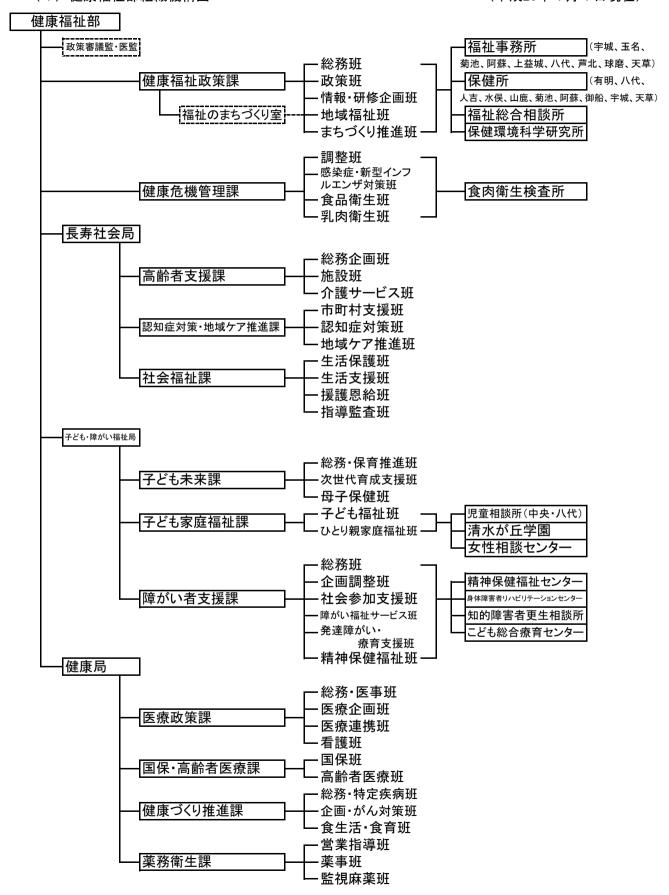
第 4	健康福祉部行政機関一覧	
1	 本庁(健康福祉部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 2 0 9
2	出先機関	
	(1)広域本部・地域振興局保健福祉環境部(保健所・福祉事務所)・・・・・	
	(2)その他の出先機関、病院局・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 2 1 1
3	その他の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 2 1 1
4	附属機関等(法律・条例に基づくもの)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	各種相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 2 1 3
	(参考1)各市の福祉事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 2 1 4
	(参考2)熊本市の保健所及び関係施設等・・・・・・・・・・・・・・・・	 2 1 5
第 5	関係団体等	
1	健康・福祉関係団体等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 2 1 9
2	社会福祉協議会一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 2 2 4

第1 健康福祉行政の体系

1 健康福祉部の組織機構

(1) 健康福祉部組織機構図

(平成26年4月1日現在)



(2) 分掌事務

①本庁 課名 分 掌 事 務 1 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。 2 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。 3 社会福祉審議会に関すること。 4 保健、福祉の情報企画に関すること。 5 健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。 6 厚生統計に関すること(他課の分掌事務に係るものを除く。) 7 災害救助に関すること。 8 福祉のまちづくり室に関すること。 (1) 地域福祉の推進に関すること。 康福祉政策課 (2) 社会福祉法の施行に関すること(他課の分掌事務に係るものを除く。)。 (3) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく施策の 企画及び調整に関すること。 (4) ユニバーサルデザインの推進に関すること。 (5) 民生委員に関すること。 (6) 地域福祉基金に関すること。 9 健康福祉部長室に関すること。 1 健康危機管理に関すること。 2 感染症に関すること。 3 予防接種に関すること。 4 結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。 5 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成16 年熊本県条例第13号)に基づく事務に係る調整等に関すること。 6 食品衛生に関すること。 健康危機管理課 7 ふぐ取締に関すること。 8 製菓衛生師に関すること。 9 と畜場及び化製場等に関すること。 10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。 11 狂犬病の予防に関すること。 12 動物の愛護及び管理に関すること。 13 食肉衛生検査所及び動物管理センターに関すること。

課	名		分掌事務
		1	高齢者福祉の支援に係る施策の企画・調整に関すること。
		2	老人福祉法の施行に関すること。
		3	社会福祉法の施行に関すること(老人福祉法に規定する老人福祉施設を経営する事業等に関
			することに限る。)。
	鸁	4	高齢者のいきがい及び生活支援に関すること。
	高齢者支援課	5	介護保険法の施行に関すること(認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。)。
	支採	6	その他介護保険の推進に関すること(認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。)。
	課	7	高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること(高齢者の福祉に関することに限
			る。)。
		8	長寿社会局長に関すること。
	<u>-</u> ₹1	1	
	認知	2	地域ケア体制の構築に関すること。
	症対策	3	地域支援事業及び地域包括支援センターに関すること。
F	策		高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。
長	· 地		介護保険法を施行する市町村の支援に関すること。
	域ケ		介護保険審査会に関すること。
寿	ケア世		介護支援専門員に関すること。
	推進課	8	その他介護保険の推進に関すること。
社	卟		
		1	生活保護法の施行に関すること。
会		2	行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
		3	未帰還者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。
		4	旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族の援護に関すること。
局		5	引揚者援護に関すること。
		6	社会福祉法の施行に関すること(同法に規定する生計困難者のための事業に関することに限
			る。)。
	社	7	社会福祉法人及び社会福祉事業を経営する者の施設に係る指導監査及びその総合調整に関す
	会福		ること。
	社会福祉課	8	介護保険法第90条の規定による報告等に関すること(定期の検査に限る。)。
	詸	9	介護保険法第24条、第76条、第83条及び第115条の7の規定による指定居宅サービス事業
			者等に対する報告等に関すること(介護老人福祉施設に隣接する事業所に限る。)。
		10	障害者自立支援法第81条第1項の規定による障害福祉サービス事業等に係る立入検査等に関
			すること(障害者支援施設に隣接する事業所の定期の検査に限る。)。
			生活困窮者に係る施策の調整に関すること。
		12	矯正施設退所者の福祉的支援に関すること。

課名	分掌事務
子ども未来課	 1 少子化対策の推進に関すること。 2 児童福祉法の施行に関すること(子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。)。 3 社会福祉法の施行に関すること(児童福祉法に規定する児童福祉施設(子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。)を経営する事業に関することに限る。)。 4 認定こども園に関すること。 5 次世代育成支援対策推進法の施行に関すること(他課の分掌事務に関するものを除く。)。 6 児童の食生活に関すること。 7 子ども・子育て支援法の施行に関すること。 8 母子保健に関すること。 9 発達障がい児に関すること(障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。)。 10 療育給付事業並びに小児慢性特定疾患治療研究事業に関すること。 11 子ども・障がい福祉局長に関すること。
が い 福 祉 局 (続く) 子ども家庭福祉課	1 児童の福祉に関すること(子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。)。 2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 3 児童扶養手当に関すること。 4 児童手当に関すること。 5 社会福祉法の施行に関すること(児童福祉法に規定する児童福祉施設(子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。)を経営する事業、母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業、同法に規定する母子福祉施設を経営する事業、社会福祉法に規定する父子家庭居宅介護等事業に関することに限る。)。 6 児童虐待の防止に関すること。 7 子ども・若者育成支援に関すること(他課の分掌事務に関するものを除く。)。 8 売春防止法の施行に関すること。 9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。 10 児童相談所、清水が丘学園及び女性相談センターに関すること。

課	名	分掌事務
子ども・障がい福祉局	<u></u> 障がい者支援課	1 障がい保健・福祉に係る施策の企画・調整に関すること。 2 社会福祉法の施行に関すること(児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する社会福祉事業に関するものに限る。児童福祉法にあっては同法に規定する障害児相談支援事業者しくは障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業に関するものに限る。)。 3 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。 6 障害者施策推進審議会に関すること。 6 障害者施策推進審議会に関すること。 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること(社会福祉課の分掌事務に係るものを除く。)。 7 身体障害者福祉法の施行に関すること。 8 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関すること。 10 心身障害者扶養共済制度に関すること。 11 特別児童扶養手当に関すること。 12 児童の福祉に関すること。 13 発達障害者支援法に関すること。 14 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関すること(喀痰吸引等業務の登録等に関することに限る。ただし、高齢者支援課の分掌事務に係るものを除く。)。 15 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の施行に関すること。 16 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。 17 精神保健福祉センターに関すること。 18 病院局との連絡に関すること。 19 身体障害者 リハビリテーションセンターに関すること。 20 身体障害者福祉センターに関すること。 21 知的障害者 更生相談所及びこども総合療育センターに関すること。 21 知的障害者 更生相談所及びこども総合療育センターに関すること。 21 知的障害者 更生相談所及びこども総合療育センターに関すること。
健康局(続く)	医療政策課	1 地域医療の推進に関すること。 2 救急医療対策に関すること。 3 看護師等修学資金に関すること。 4 病院、診療所、助産所その他医療施設に関すること。 5 医師その他の医療関係者に関すること。 6 死体解剖保存法に関すること。 7 へき地保健医療に関すること。 8 医療審議会及び准看護師試験委員に関すること。 9 健康局長に関すること。

課名		分掌事務				
	国保・高齢者医療課	1 国民健康保険法の施行に関すること(保健事業に係るものを除く。)。 2 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること(後期高齢者医療制度に係るものに限る。)。 3 国民健康保険審査会に関すること。 4 後期高齢者医療審査会に関すること。 5 保険医療機関等の指導・監査に関すること。				
健康局	康づく	1 健康の維持及び増進など健康づくりに関すること。 2 食生活、食育及び栄養指導に関すること。 3 栄養士及び調理師に関すること。 4 歯科保健に関すること。 5 ハンセン病対策に関すること。 6 原子爆弾被爆者の援護に関すること。 7 難病に関すること。 8 生活習慣病対策の推進に関すること。 9 国民健康保険法の施行に関すること(保健事業に係るものに限る。)。 10 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること(特定健診等に関するものに限る。)。				
	薬務衛生課	1 薬事に関すること。 2 毒物及び劇物に関すること。 3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。 4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。 5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 6 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。 7 公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、理容及び美容に関すること。 8 生活衛生関係営業に関すること。 9 建築物の衛生的環境の確保に関すること。 10 墓地等に関すること。 11 温泉に関すること。 12 生活衛生適正化審議会に関すること。				

②出先機関

機関名 掌 分 事 務 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関すること。 2 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策 の推進及び総合調整に関すること。 3 地域福祉施策の推進及び総合調整に関すること。 広域本部保健福祉環境部 4 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び総合調整に関すること。 5 介護老人保健施設の指導監査に関すること。 6 老人福祉施設又は障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営す る社会福祉施設の運営の指導等に関すること。 7 社会福祉協議会に関すること。 8 民生委員及び児童委員に関すること。 9 特別児童扶養手当に関すること。 10 障がい福祉施策の推進及び総合調整に関すること。 ※県央広域本部を除く。 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関すること。 2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関すること。 3 災害救助に関すること。 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定に基づく施 策の調整及び推進に関すること。 5 交通安全対策に関すること。 6 青少年の保護及び育成に関すること。 7 消費生活に関すること。 地域振興局保健福祉環境部 8 地域福祉施策の推進及び調整に関すること。 9 市町村が実施する老人福祉、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉及び知的障がい児福祉の 措置等に係る連絡調整等(熊本県福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。)に関すること。 10 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。 11 介護老人保健施設の指導監査に関すること(宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限る。)。 12 老人福祉施設又は障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営す る社会福祉施設の運営の指導等に関すること(宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限 る。)。 (続く) 13 社会福祉協議会に関すること(宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限る。)。 14 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 15 民生委員及び児童委員に関すること(宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限る。)。 16 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設(保育所に限る。)の最低基準実施の監督等に 関すること。 17 児童福祉施設(保育所に限る。)を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。 18 認可外保育施設の調査等に関すること。 19 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。

(続く)

機関名	分掌事務
	20 特別児童扶養手当に関すること (宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限る。)。
	21 国民健康保険に関すること(保健事業に係るものを除く。)。
地域	22 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。
振	23 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支
月月	援に関すること。
保健	24 障がい福祉施策の推進及び調整に関すること。
地域振興局保健福祉環境部	25 衛生環境施策の推進に関すること。
量	26 地域保健施策の推進に関すること。
┃ 境 ┃ 部	27 食生活及び食育に関すること。
	28 試験検査施策の推進に関すること (八代地域振興局に限る。)。
	29 その他社会福祉に関すること。
	1 生活保護に関すること。
垣	2 児童及び妊産婦の福祉並びに児童虐待の防止に関すること。
业	3 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。
福祉事務所	4 婦人の保護及び更生に関すること。
所	5 社会福祉統計に関すること。
	6 その他社会福祉に関すること。
	1 衛生関係の広報及び衛生教育に関すること。
	2 人口動態統計及び保健統計に関すること。
	3 地域保健に係る情報管理、調査研究、企画調整、市町村支援・連絡調整・教育研修及び各種
	相談に関すること。
	4 医事関係の試験及び免許に関すること。
	5 医療施設の許認可及び監視指導に関すること。
 保	6 医療法人に関すること。
	7 地域医療対策に関すること。
健	8 地域保健医療推進協議会に関すること。
	9 健康危機管理に関すること。
所	10 入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関すること。
	11 介護保険の要介護認定業務の技術的支援等に関すること。
	12 温泉、食品衛生及び食中毒に関すること。
続	13 狂犬病の予防、動物の愛護及び管理に関すること。
<	14 と畜場、死亡獣畜処理等並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
$\overline{}$	15 興行場、公衆浴場、旅館、理容、美容及びクリーニングに関すること。
	16 墓地、埋葬等に関すること。
	17 薬事、毒物、劇物、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。 10 +k+/- 四十2
	18 献血に関すること。 10 HVXに関すること
	19 水道に関すること。
	20 住宅、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境衛生に関すること。
	21 水質汚濁、大気汚染、騒音、振動及び悪臭に関すること。
	(続く)

機関名		分掌事務
	22	建築物の衛生管理、遊泳用プール及び浄化槽に関すること。
	23	地下水の保全に関すること。
	24	ダイオキシン類に関すること。
	25	オゾン層破壊物質の排出の抑制に関すること。
	26	公害防止管理者等に関すること。
	27	土壌汚染に関すること。
	28	精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。
	29	障がい者の自立支援給付に係る障害程度区分認定の技術的支援に関すること。
	30	保健師、助産師及び看護師に関すること。
	31	へき地保健医療に関すること。
保	32	国民健康保険に関すること(保健事業に係るものに限る。)。
	33	母性及び乳幼児の保健指導に関すること。
健	34	難病に関すること。
	35	医療社会事業に関すること。
所	36	高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること(特定健診等に関するものに限る。)。
	37	生活習慣病に関すること。
	38	歯科疾患の予防及び予防的治療に関すること。
	39	栄養改善指導並びに栄養士及び調理師に関すること。
	40	原子爆弾被爆者の援護に関すること。
	41	感染症及び結核に関すること。
	42	衛生上の各種試験及び検査に関すること。
	43	予防接種、検疫に関すること。
	44	水俣病被認定者家庭療養指導に関すること(水俣保健所及び天草保健所に限る。)。
	45	その他健康の保持及び増進に関すること。
	1	児童に関する相談、調査及び指導に関すること。
		障害児入所施設の入所等に関すること。
		要保護児童の措置及び一時保護に関すること。
		児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。
福	5	保護を要する女子に関する相談、調査、指導及び一時保護に関すること。
祉総	6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する配偶者暴力相談支
合品		援センター業務に関すること。
福祉総合相談所	7	障害者支援施設等への入所等の措置に係る市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要
		な援助及びこれらに付随する業務に関すること。
(続 く)	8	身体障がい者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
ک	9	身体障害者手帳に関すること。
	10	身体障がい者の自立支援医療を担当させる医療機関の指定等に関すること。
	11	知的障がい者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
		(続く)

機関名	分掌事務
福祉総合相談所	12 児童及びその家庭の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること。 13 保護を要する女子及びその家庭の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 14 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 15 知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 16 補装具に関すること。 17 一時保護所の運営に関すること。 ※児童の福祉(一時保護を除く)に関する管轄区域は、熊本市及び八代児童相談所の管轄区域以外。
保健環境科学研究所	1 細菌学的、ウィルス学的、血清学的その他の臨床病理学的試験検査及び調査研究に関すること。 2 医薬品、化粧品、衛生用具、食品その他の生活衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。 3 大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の大気環境に係る試験検査及び調査研究に関すること。 4 水質汚濁、地下水及びその他の水質環境に係る試験検査及び調査研究に関すること。 5 保健所その他の保健衛生施設の臨床病理、生活衛生、大気環境、水質環境に係る試験検査及び調査研究の研修指導に関すること。
八代児童相談所	 児童に関する相談、調査及び指導に関すること。 指定知的障害者施設等の入所等に関すること。 要保護児童の措置及び一時保護に関すること。 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。 専門的判定及びこれに伴う指導に関すること。 管轄区域は、八代市、八代郡、水俣市、葦北郡、人吉市、球磨郡
清水が丘学園	1 自立支援を要する児童の生活指導、学習指導、作業指導及び家庭環境の調整に関すること。
精神保健福祉センター	1 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導に関すること。 2 協力組織の育成に関すること。 3 精神医療審査会の事務に関すること。 4 精神障害者手帳及び精神障がい者に係る自立支援医療費の支給認定に関すること。
こども総合療育センター	1 障がいのある児童等の診療、療育、看護及び相談に関すること。 2 地域療育の推進に関すること。

機関名		分掌事務
食肉	1	と畜場及び食鳥処理場に関すること。
衛生	2	食肉の衛生に関すること。
食肉衛生検査所		
所		

【参考】 病院局

	1 県民の健康保持に必要な精神医療の提供に関すること。
	〇 精神保健福祉法第29条に該当する患者〈いわゆる措置入院〉の受け入れに関すること。
こころ	〇 民間病院等で対応困難な患者の治療に関すること。
の 医 療 セ	〇 精神科救急医療に関すること。
療セ	〇 結核精神合併症、アルコール依存症などの専門治療に関すること。
ンタ	〇 身体合併症の診断・治療に関すること。
ĺ	〇 夜間外来、訪問看護(医療)に関すること。
	〇 作業療法、精神科デイ・ケアに関すること。

2 平成26年度予算各課別一覧表

健康福祉部

一般会計 (単位:千円)

一般会計				r			(単位:十円)
≃ ⊞ 4-	平成26年度	平成25年度	11.44	本	1 /2 4		内 訳
課名	当初	当初	比較	特	定財	源	一般財源
				国支出金	地方債	その他	
健康福祉政策課	3,323,264	3,266,871	56,393	103,954		165,069	3,054,241
健康危機管理課	1,187,607	1,238,024	-50,417	280,540		239,899	667,168
高齢者支援課	1,596,778	3,074,075	-1,477,297	38,126	22,000	753,467	783,185
認知症対策・ 地域ケア推進課	24,549,022	23,415,567	1,133,455	58,568		284,022	24,206,432
社会福祉課	5,406,627	4,670,953	735,674	2,882,038		664,296	1,860,293
子ども未来課	15,747,466	10,731,827	5,015,639	4,606,134		3,469,987	7,671,345
子ども家庭福祉課	9,556,155	9,663,755	-107,600	1,776,943		243,896	7,535,316
障がい者支援課	16,954,775	16,255,076	699,699	1,803,446		582,425	14,568,904
医療政策課	3,772,653	5,724,151	-1,951,498	923,120		1,841,959	1,007,574
国保•高齢者医療課	46,416,634	45,095,797	1,320,837	112,939		142,350	46,161,345
健康づくり推進課	4,190,556	4,080,431	110,125	2,151,397		101,551	1,937,608
薬務衛生課	160,200	173,849	-13,649	12,277		60,241	87,682
一般会計合計	132,861,737	127,390,376	5,471,361	14,749,482	22,000	8,549,162	109,541,093
母子寡婦福祉資金特別会計							
子ども家庭福祉課	135,708	144,613	-8,905		11,000	124,708	
総合計	132,997,445	127,534,989	5,462,456	14,749,482	33,000	8,673,870	109,541,093

3 健康福祉部の主な計画等一覧

■主な計画(一覧)

- 1 熊本県保健医療計画(第6次)
- 2 熊本県地域福祉支援計画(第2期)~くまもと夢支縁集~
- 3 熊本県やさしいまちづくり推進計画(第3期)
- 4 熊本県次世代育成支援行動計画(後期計画)
- 5 熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (第3次)
- 6 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画(第3期)
- 7 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画~長寿・安心・くまもとプラン~
- 8 能本県高齢者居住安定確保計画
- 9 熊本県地域ケア体制整備構想
- 10 熊本県障がい者計画(第4期)~くまもと・夢・障がい者プラン~
- 11 熊本県障がい福祉計画(第3期)
- 12 熊本県工賃向上3か年計画
- 13 熊本県自殺対策行動計画
- 14 熊本県における医療費の見通しに関する計画(第2期)
- 15 熊本県へき地保健医療計画(第11次)
- 16 熊本県地域医療再生計画(天草編、阿蘇編、全県版)
- 17 熊本県周産期医療体制整備計画(第2期)
- 18 熊本県健康増進計画~第3次くまもと21ヘルスプラン~
- 19 熊本県がん対策推進計画(第2次)
- 20 熊本県歯科保健医療計画(第3次)
- 21 熊本県健康食生活・食育推進計画
- 22 熊本県食品衛生監視指導計画
- 23 熊本県動物愛護管理推進計画(第2次)
- 24 熊本県感染症予防計画
- 25 熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画

(参考) 平成26年度中に、見直し予定の主な計画

- ・第3期やさしいまちづくり推進計画(中間見直し)
- ·平成27年度熊本県食品衛生監視指導計画
- 第3次熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画
- 第3期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画

■主な計画(概要)

1 熊本県保健医療計画(第6次)

策定時期	平成25年3月	期間	平成25年度~平成29年度
根拠法令	医療法第30条の4		
概要	○基本目標 : いつまでも健康 ○計画に定めている事項 ・二次保健医療圏の設定、病尿・5疾病(脳卒中・急性心筋材 医療・へき地医療・周産期間	便で、安心 民区分ごとで 更塞・糖尿の 医療)及びす	

2 熊本県地域福祉支援計画(第2期)~くまもと夢支縁集~

策定時期	平成23年3月	期間	平成23年度~平成27年度
根拠法令	社会福祉法第108条		
概要	を目指して、(1)地域の縁がわづいづくり(見守り声かけ等の地域(4) 安心の礎づくり(総合的地域	くり(誰もだ の支え合い ケアの推進 ごジョンづく	誰もが暮らしたいと思う地域で安心して暮らせるまちづくり」 が気軽に利用・交流できる地域拠点の整備推進)、(2)地域の結 いの仕組みづくり)、(3)地域の支事おこし(福祉からの起業化)、 、地域福祉を支える担い手の育成、住民の視点に立った仕組 くり(市町村の地域福祉計画や市町村社会福祉協議会の地域福

3 熊本県やさしいまちづくり推進計画(第3期)

策定時期	平成23年3月	期間	平成23年度~平成28年度
根拠法令	熊本県高齢者、障害者等の自立と	:社会的活動	動への参加の促進に関する条例
概要	(意識づくり、教育、雇用、情報 境 (ハード整備等)) における現	る。スポーツ 状と課題を	戦の高揚、社会環境の整備、生活環境の整備)及び7つの分野 ソ・レクリエーション・文化、防犯・防災・交通安全、生活環 ・明らかにするとともに、具体的な施策を体系化し、庁内各課
	で実施する事業を本計画に位置で また、わかりやすい施策の展開 的な推進を図る。		本的、計画的に事業を推進する。 6つの重点プロジェクトを新設し、やさしいまちづくりの重点

4 熊本県次世代育成支援行動計画(後期計画)

策定時期	平成22年3月	期間	平成22年度~平成26年度				
根拠法令	次世代育成支援対策推進法第9条	次世代育成支援対策推進法第9条第1項					
概要	支え合う子ども・子育てにやさし きる地域社会」等2つの基本目標	しいくまも。 標を掲げ、♯ D数値目標	本的に取り組むための基本となるものであり、「地域ぐるみでと」の実現に向けて、「安心して子どもを生み育てることがで 地域における子育ての支援、母子保健等8つの基本施策に沿っ を設定して推進することとしており、中でも重点かつ着実に実 として位置づけて推進する。				

5 熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)

策定時期	平成26年3月	期間	平成26年度~平成30年度
根拠法令	配偶者からの暴力の防止及び被害	『者の保護	等に関する法律第2条の3第1項
概要	の取組みと課題を踏まえ、①暴力	つの防止及び	いらの暴力を容認しない社会の実現を基本理念とし、これまで が抑止に向けた取組みの推進、②発見・相談体制の強化、③被 自立支援に向けた環境整備、⑤関係機関との連携・協働の5つ

6 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画(第3期)

策定時	詩期	平成26年3月	期間	平成26年度~平成30年度
根拠沿	去令	母子及び寡婦福祉法第12条		
概要	更			できる環境づくりの推進」を基本理念とし、就業や子育ての支産等の自立に向けた総合的な施策を推進する。

7 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画~長寿・安心・くまもとプラン~

策定時期	平成24年3月	期間	平成24年度~平成26年度		
根拠法令	老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条				
概要	滑な運営を図りながら、高齢者福 と「介護保険事業支援計画」を一	祉施策を終 体化したも	るだけ健やかで自立した生活ができるよう、介護保険制度の円 総合的に推進するための指針となるもので、「高齢者福祉計画」 のとして策定。市町村が策定する「高齢者福祉計画」及び「介 どを支援する性格を有しつつ、それらの市町村計画との連携を		

8 熊本県高齢者居住安定確保計画

策定時期	平成23年3月	期間	平成23年度~平成26年度			
根拠法令	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条					
概要	た居住の場を選択できるようにするととも	に、住み慣	まい」について、高齢者が多様なニーズに応じれた地域で安全に安心して暮らすことができる 祉部が連携し、総合的に施策を推進するために			

9 熊本県地域ケア体制整備構想

策定時期	平成20年3月	期間	平成20年4月~
根拠法令			構構想(仮称)」の策定について(平成 18 年 8 月 25 日付け医 R総発第 0825001 号厚生労働省医政局、老健局、保険局総務課
概要	ズや社会資源の状況等に即した 地域の様々な資源を統合した色 る体制の確立を目指す。 本構想を踏まえ、医療計画、医 護保険事業支援計画を段階的に第	「地域ケア(型括的なケン 療費適正(ででする。 手度~23:	再編成が進められている状況を踏まえ、将来的な介護等の二一本制」の整備を推進することを目的に策定。 アの提供、高齢者向けの住まいや見守りなど、高齢者を支援す と計画(熊本県における医療費の見通しに関する計画)及び介 年度)熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画(平成いるところ。

10 熊本県障がい者計画 (第4期) ~くまもと・夢・障がい者プラン~

策定時期	平成23年3月	期間	平成23年度~平成26年度
根拠法令	障害者基本法第11条第2項		
概要	思える社会の実現を目指す姿(基	本目標)(かった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたい」と こ、また、「すべての県民で築く『ともに生きる社会』」を最上 施策及び4分野からなる分野別施策のもとで、障がい者施策の

11 熊本県障がい福祉計画(第3期)

策定時期	平成24年3月	期間	平成24年度~平成26年度
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活	を総合的に	こ支援するための法律第89条
概要	供体制を計画的に確保する。 特に、障害者の日常生活及び	社会生活を	ため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提 を総合的に支援するための法律において重要課題とする障が するため、数値目標を掲げ、必要な障害福祉サービス等の提供

12 熊本県工賃向上3か年計画

策定時期	平成24年8月	期間	平成24年度~平成26年度
根拠法令	工賃向上計画支援事業実施要綱	(H24.4	. 11 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 長通 知)
概要	象事業所(就労継続支援B型事 17,300円(平成23年度平均工 ①商品力向上への支援(商品の ②官公需拡大に向けた全庁的国	業所)にお 賃月額13,5 D企画・改り 対組みと市時	

13 熊本県自殺対策行動計画

策定時期	平成23年3月	期間	平成23年度~平成28年度
根拠法令	自殺総合対策大綱(H 1 9. 6.	8 閣議	央定)
概要	ための自殺対策の指針として策策	とした計画。	分野の機関や団体がそれぞれの役割を担い、連携して取り組む 対策を進め、なお一層自殺者の減少を目指す。

14 熊本県における医療費の見通しに関する計画 (第2期)

策定時期	平成25年3月	期間	平成25年度~平成29年度			
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項					
概要	保持や医療の効率的な提供に向い 大しないようにするための計画。 ・県民の健康の保持の推進に関	ナ、次の政策	主民の生活の質の維持及び向上を確保しながらも、住民の健康 策目標を設定し、目標達成を通して、将来の医療費が過度に増 目標(特定健康診査の実施率等) 或目標(平均在院日数の短縮等)			

15 熊本県へき地保健医療計画(第11次)

策定時期	平成25年3月	期間	平成25年度~平成29年度
根拠法令	第11次へき地保健医療計画の領	能定指針	
概要		き地医療を	定方針」に基づき、へき地等医療機関の医師確保、へき地医療 支援する体制の強化に向けた取組みを定めた計画。 医療における課題に取り組む。

16 熊本県地域医療再生計画(天草編、阿蘇編、全県版、H25 策定版)

策定時期	平成22年1月	期間	平成21年度~平成27年度
根拠法令	_		
概要	ける医療課題の解決を図ること 医師確保対策を通じて主に天 主に阿蘇圏域の医療再生を内容	を目的とし 草圏域の医 とする「阿 版」に加え、	、安全安心な医療体制の整備、在宅医療の推進など、地域におて創設された「熊本県地域医療再生基金」を活用する事業計画。 療再生を内容とする「天草編」、救急医療システム再編により 蘇編」、安心して暮らせる保健医療体制の整備により県内全域 平成25年度からは医師の確保や在宅医療推進等を内容とす

17 熊本県周産期医療体制整備計画(第2期)

策定時期	平成25年3月	期間	平成25年度~平成29年度
根拠法令	周産期医療体制整備指針		
概要	期において、合併症妊娠や分娩	時の新生児の	体制整備指針に基づき、妊娠満22週から生後1週未満の周産 反死など、母体・胎児、新生児の搬送体制の充実、安全安心な 療の全般の推進方策等を示した行動計画。

18 熊本県健康増進計画~第3次くまもと21 ヘルスプラン~

策定時期	平成25年3月	期間	平成25年度~平成29年度
根拠法令	健康増進法第8条		
概要	「幸せ実感くまもと4カ年戦略と」の実現のための本県における	F戦略」に位置づけた「いつまでも楽しく、元気で、安心して暮らせるくまも おける健康づくりの基本計画。	

19 熊本県がん対策推進計画 (第2次)

策定時期	平成25年3月	期間	平成25年度~平成29年度
根拠法令	がん対策基本法第11条		
概要	基本的方向について定めたもの また、計画の達成状況を点検 発見、がんの医療提供体制の整	。 ・評価する 満、がん患	がん対策推進基本計画」を基本とし、本県におけるがん対策のため、分野別施策と個別目標を掲げ、がんの予防、がんの早期 者及びその家族の生活の質の向上、がん登録の推進などの取組って総合的かつ計画的に推進していく。

20 熊本県歯科保健医療計画(第3次)

策定時期	平成25年3月	期間	平成25年度~平成29年度
根拠法令	第1項		
仅炒公工	熊本県歯及び口腔の健康づくり	推進条例第	1 1条第 1項
概要	涯にわたる歯及び口腔の健康づ	くりの着実 ^を 策展開の方	例」(平成22年11月施行)の基本理念に基づき、県民の生な実現に向けて、乳幼児期から高齢期までのライフステージに向性や目標を示すとともに、行政機関、保健医療福祉関係機画。

21 熊本県健康食生活・食育推進計画

- '	· MINKENETA KAIRENIA						
	策定時期	平成23年3月	期間	平成23年度~平成29年度(概ね5年ごとの見直し)			
	根拠法令	食育基本法第17条第1項					
	概要	ざした食育を推進するための「1 県民一人ひとりが、食の安全に 化についての理解を深め、健全で	食に関する組 に関する知識で豊かな食生	と、県民及び多様な関係者の協働により、県民主役の地域に根総合計画」として策定した計画。 戦や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文 性活を送る能力を育むことを目的とし、ライフステージに応じ び人づくり地域づくりに取組むこととしている。			

22 熊本県食品衛生監視指導計画

策定時期	平成26年3月	期間	平成26年4月1日~平成27年3月31日(年度毎策定)
根拠法令	食品衛生法第24条		
概要		ナる衛生管理	りな監視指導を行うことを目的に策定。広域に流通する食品の 里や適正表示の監視指導、農林畜水産物の残留農薬等検査など

23 熊本県動物愛護管理推進計画

策定時期	平成26年3月	期間	平成26年度~平成35年度				
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律第6条						
概要	理し、施策を総合的、効果的に遂を図ることにより、人と動物とか	終行することを目 、共生する地域で	基本指針に則して、本県の動物愛護管理に係る諸課題を整 目的に策定。飼い主、県民、行政等の協働による施策推進 がくりを目指すことを計画の基本方針とし、地域における 本制整備、保健所に収容された犬及びねこの情報提供シス				

24 熊本県感染症予防計画

策定時期	平成22年3月(一部改定)	期間	(概ね5年ごとの見直し)
根拠法令	感染症法の予防及び感染症の患	者に対する[医療に関する法律(感染症法)第10条
概要		る啓発や知識	患者に対する良質かつ適切な医療の提供、病原体等の検査体制 敞の普及を行うとともに、県と国及び市町村等との連携のもと るための基本方向を示す。

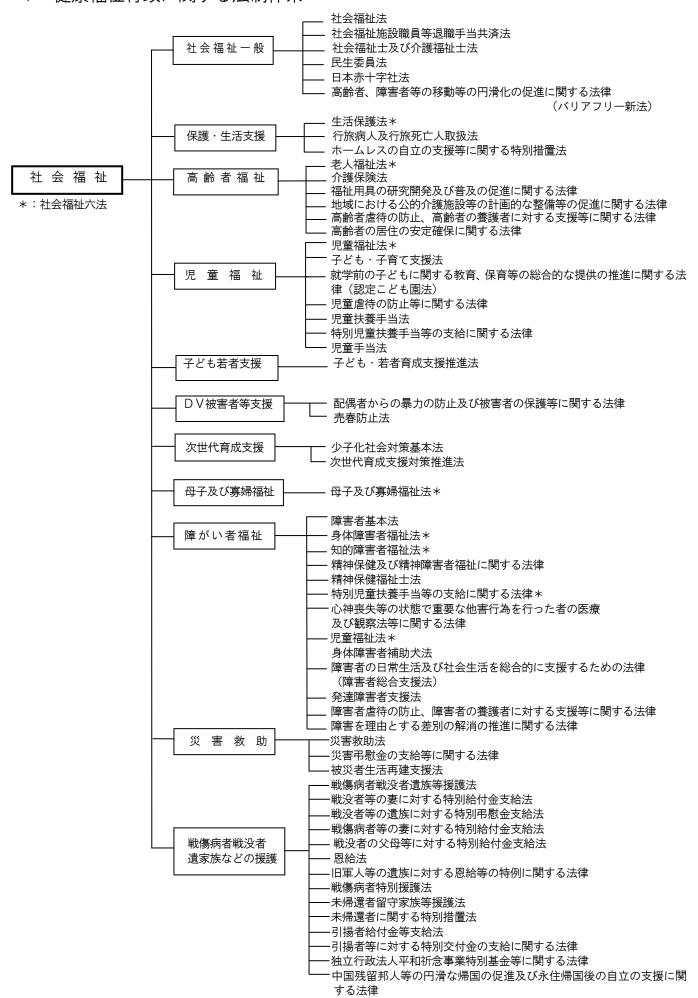
25 熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画

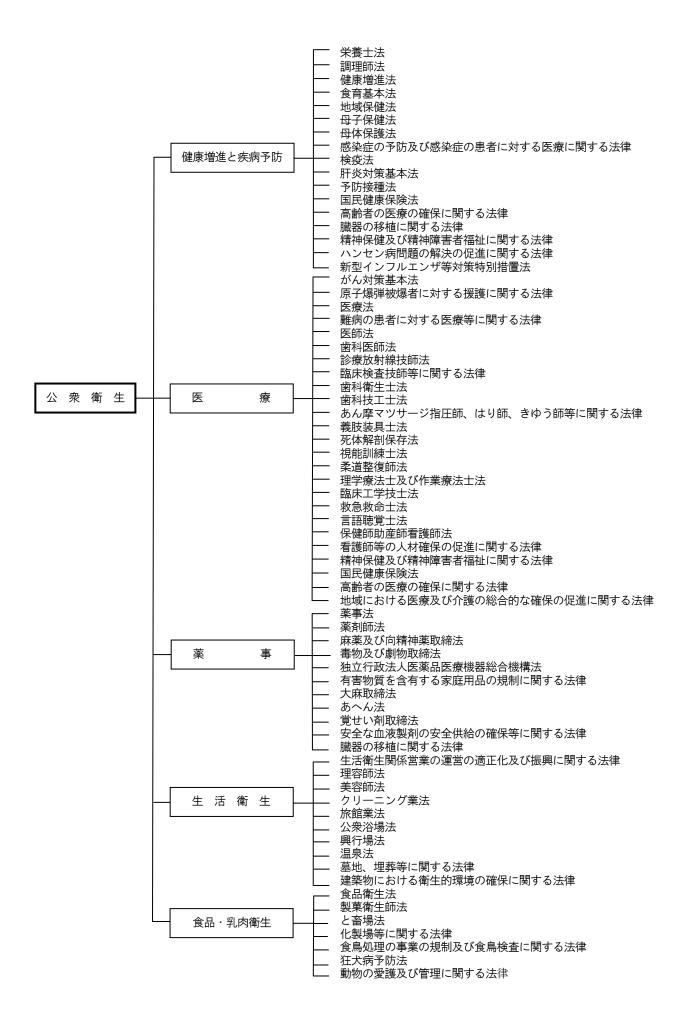
策定時期	平成25年12月(改定)	期間	_
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別	措置法	
概要	済を破綻に至らせないことを目 新型インフルエンザの発生状	的とした計i 況を「未発	限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経 画。 生期」、「海外発生期」、「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県 適切に対策を講じることとしている。

	ı	
 配		
ノている各種計画等·		
は悪		
る谷		
2		
ׅׅׅ֡֟֝֟֟֝֟֝֟֟		
(策)		
部力		
칼康福祉部が策定し		
曹康	ı	֡

計画等の名数	. 明等	出物ギャブ	崇 称• 在曲	健康福祉部が策定し「 照 HR HR HR HR	康福祉部が策定している各種計画等一覧5一版 1117 1113 1113 1113 1114	H15 H16 H17	H18 H19 H20 H21	H99 H93 H94	H25	(##)
I	H									_
1 熊本県保健医療計画(第5次) 	健康福祉政策課	医療法	義務	第2次	第3次	第4次		第5次	第6次	
2 旅本県地域福祉支援計画(第2期) ~くまもと夢支縁集~	健康福祉政策課	社会福祉法	任意			# H	第1期(地域ささえ愛プラン)		まもと夢支縁集)	
3 熊本県やさしいまちづくり推進計画 (第3期)	健康福祉政策課 福祉のまちづくり室	熊本県高齢者、障害者等の自立 と社会的活動への参加の促進に 関する条例	中		第1期		第2期		第3期	
4 (後期計画) (後期計画)	子ども未来課	次世代育成支援対策推進法	義務	中 半 >	と子どもブラン21	くまもと子ども未来プラン くまもと青少年プラン (まもと青少年プラン	ラン	次世代育成支援行動計画(後期)	(後親) (後親)	
熊本県配偶者からの暴力の防止及び 5 被害者の保護等に関する基本計画(第 3次)	子ども家庭福祉課	配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律	義務				第1期計画	第2期計画		
6 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画 (第3期)	子ども家庭福祉課	母子及び寡婦福祉法	任意				第1期計画	第2期計画	第3期計画	
熊本県高齢者福祉計画・ 7 が護保険事業支援計画 ~長寿・安心・くまもとブラン~	高齡者支援課	老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条	義務	高齢者保健福祉計		(第1期) 高齢者かがやきこ	ブラン (第3期)	くまもと・健やか・長寿ブラン 長寿・5	長寿・安心・(非もとブラン	
8 熊本県高齢者居住安定確保計画	高齡者支援課	高齢者の居住の安定確保に 関する法律	任意					熊本県高 安定確	熊本県高齢者居住 安定確保計画	
9 熊本県地域ケア体制整備構想	認知症対策・地域ケ ア推進課) 通知	在意					加模	地域ケア体制整備構想定めなし	
10 	障がい者支援課	障害者基本法	義務	障害者福祉行動計画	計画 第2期		第3期	#K	第4期	
11 熊本県障がい福祉計画(第3期)	障がい者支援課	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律	義務				第1期	第2期	第3期	
12 熊本県工賃向上3か年計画	障がい者支援課	工賃向上計画支援事業実施 要綱	任意				工賃アップ推進計画		工賃向上3か年計画	
13 熊本県自殺対策行動計画	障がい者支援課	自殺総合対策大綱	中						自殺対策行動計画	
14 熊本県における医療費の見通しに関する計画(第2期)	医療政策課	高齢者の医療の確保に関す る法律	義務					第1期	第2期	
15 熊本県へき地保健医療計画(第11次)	医療政策課	通知	中		国において策定			第10次	第11次	
16 熊本県地域医療再生計画	医療政策課	通知	中範				事	作工作 熊本県地域医療再生計画 「一		
17 熊本県周産期医療体制整備計画(第2 期)	医療政策課	通知	任意					第1期	第2期	
18 (第3次くまもと21ヘルスプラン)	健康づくり推進課	健康增進法	義務		くまもと21ヘルスプラン 推進プログラム (行動指針)	第1次	Δ.	第2次	第3次	
19 熊本県がん対策推進計画(第2次)	健康づくり推進課	がん対策基本法	義務					第1次 アクションプラン	第2次	
20 熊本県歯科保健医療計画(第3次)	健康づくり推進課	熊本県歯及び口腔の健康づ くり推進条例	義務				歯科保健医療計画	第2次	第3次	
21 熊本県健康食生活・育推進計画	健康づくり推進課	食育基本法	義務				食育推進計画		健康食生活・食育推進計画	
22 平成26年度熊本県食品衛生監視指導 計画	健康危機管理課	食品衛生法	義務			H16 H17	H18 H19 H20 H21	H22 H23 H24	H25 H26	
23 熊本県動物愛護管理推進計画	健康危機管理課	動物の愛護及び管理に関す る法律	義務				動物	動物愛護管理推進計画	第2次計画	
24 熊本県感染症予防計画	健康危機管理課	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律(感 染症法)	紫然					防計画		اد ا
25 熊本県新型インフルエンザ等対策行動	健康危機管理課	新型インフルエンザ等対策 特別措置法	義務				第3	新型インフルエンザ等対策行動計画		<u>ڊ</u>
※【義務・任意】…義務:法令(法律・政令)で策定が義務付けられているもの/任意:義務以外のもの	政令)で策定が義務	行けられているもの/任意 :	義務以外の	ተወ	-		-	-	-	1

4 健康福祉行政に関する法制体系





第2 幸せ実感くまもと4カ年戦略 (健康福祉部関連の概要)

1 「幸せ実感くまもと4カ年戦略」策定の趣旨

幸せ実感くまもと4カ年戦略は、前戦略における「県民幸福量の最大化」の考え方を継承しながら、さらに「県民が幸せを実感できる」よう、今後4年間で重点的に推進する主な施策を明らかにしたものです。

こうした方針を示すことで、本県のめざす姿等について県民との共有を図り、その実現に向け、 市町村、企業や団体等、県民一体となって取組みを進めます。

この4カ年戦略は、「幸せを実感できるくまもと」の実現に向け推進する15の戦略と、それらを構成する75の主な施策をまとめたものです。

健康福祉部としても、戦略に基づき「県民が幸せを実感できる」よう、各施策の取組みを推進 します。

2 戦略の期間

平成24年度から平成27年度(西暦2015年度)まで。

幸せ実感くまもと4カ年戦略(構成) 2

活力を創る

ビッグチャンスを生かす

県経済の力強い成長をリードします

【戦略2】稼げる農林水産業への挑戦

~ 農林水産業を再生します ~

【戦略3】地域力を高める

~ 政令指定都市以外の地域振興を重点的に進めます ~

【戦略4】未来型エネルギーのトップランナー

・ 新エネ・省エネの先進県をめざします

アジアとつながる

【戦略5】アクション・アジア

~ 成長するアジアの市場に打って出ます ~

安心を実現する

【戦略6】長寿を楽しむ

~ 長寿を恐れない社会から長寿を楽しむ社会へ ~

【戦略7】子どもの育ちと若者のチャレンジを応援

熊本の未来の元気をつくります

【戦略8】障がいのある人が暮らしやすい熊本

~ ともに支え、ともに担う社会をつくります ~

【戦略9】人が人として互いに尊重される安全安心な

熊本 ★

- 人ひとりを大切にし、一人ひとりが大切にされる、 安全安心な社会を実現します ~

【戦略10】災害に負けない熊本

~ 熊本の防災力を高めます

百年の礎を築く

【戦略11】熊本都市圏の拠点性向上

将来の州都をめざします

【戦略12】悠久の宝の継承

熊本の宝を磨き上げ、引き継いでいきます ~

【戦略13】環境を豊かに

環境意識と行動を高めていきます ~

【戦略14】熊本アカデミズム

~ 「知」の集積を「地」の活力につなげます ~

【戦略15】夢を叶える教育 ★

~ 次代を担う人材を育てます ~

★は健康福祉部関連部分

川辺川ダム問題・水俣病問題・行財政改革の

【めざす姿】

活力溢れる元気な くまもと

存在感のある

暮らせるくまもと 元気で、安心して

の実現に挑戦する くまもと

県民幸福量の最 大 化

感 ま

県民一人ひとりが幸せを実感し、住み慣れた地域で夢を持ち誇りに満ちた暮らしが送れる熊本_

3 「幸せを実感できるくまもと」の実現に向けた取組み <健康福祉部関連>

戦略 1 ビッグチャンスを生かす ~ 県経済の力強い成長をリードします~ 【概要】

九州新幹線の全線開業や熊本市の政令指定都市移行という、100年に一度のビッグ チャンスを最大限に生かしながら県経済の力強い成長をリードするため、地域を支える 中小企業のチャレンジへの支援や、熊本発の新たな産業の展開、企業誘致に積極的に取 り組みます。

また、県内の観光資源やおもてなしに磨きをかけるとともに、九州観光の拠点として 熊本を訪れ、九州内を周遊する観光スタイルを確立し、観光客の増大につなげます。

戦略1一① 産業力の強化

- ◆福祉を成長産業として支援する
 - ~産業としての「福祉」ビジネスへの支援~
- ・ 成長が見込まれる「福祉」を内需や雇用を支える基幹産業として捉え、その成長を促します。そのため、介護や福祉、看護、保育などに携わる職員が適正に評価され、次代を担う若者が誇りと夢を持って、その職を選択し働き続けることができるよう、技能・資格取得を支援するとともに、正規雇用の拡大など処遇改善を後押しします。

戦略 5 アクション・アジア ~成長するアジアの市場に打って出ます~

【概要】

これまで交流を重ねてきた中国・広西壮族自治区や韓国・忠清南道に加え、上海、香港、シンガポール、台湾などを拠点とし、東アジアのみならず、アセアン地域もターゲットにした海外戦略を積極的に展開し、躍動し成長を続けるアジアの活力を取り込みます。

戦略5-① アジアに打って出る

- ◆アジアの市場に打って出る
 - ~新たなマーケットの開拓と交流促進~
- ・ アジア各国の研究者や行政、医療、福祉関係者などが、認知症対策に関する医療や 介護をはじめとした様々な分野における"熊本モデル"を学べるよう、大学や関係団 体と協力して研修体制を整備し、交流を促進します。

戦略 6 長寿を楽しむ ~長寿を恐れない社会から長寿を楽しむ社会へ~ 【概要】

何歳になっても、健康でいきいきと仕事やボランティア活動に打ち込むことができ、 知識や経験、技能などの持てる力を生かし、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者 の"居場所"と"出番"を提供します。 また、医療や介護が必要になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアの体制づくりを行政、医療、福祉が連携した"オール熊本"で進めます。

このような取組みを通じて「長寿を恐れない社会」を更に一歩進め、「長寿を楽しむ 社会」をつくります。

戦略6-① 長寿を楽しむくらしづくり

- ◆いつまでも元気に長生きできる
 - ~いつまでも健康で活躍できる環境づくり~
- ・ 高齢者が、それまで培った知識や経験をはじめ、スポーツや芸術などの特技を生か して地域に貢献する「シルバーインストラクター制度」を創設します。
- ・ 子どもの頃からの健康づくり、生活習慣病の早期発見や重症化予防、健康に重要な 役割を果たしている歯及び口腔の健康づくり、高齢期の介護予防など健康寿命を延ば す取組みを県民運動として推進します。
- ◆年金プラス α のシルバーライフを実現する ~ *高齢者のコミュニティビジネスなどへの支援* ~
- ・ 年金プラス α の収入が得られるシルバーライフの実現をめざし、農業と福祉の連携などによる高齢者が主役のコミュニティビジネスなどを支援します。

戦略6-② 長寿の安心を実現するための体制づくり

- ◆介護が必要になっても安心して暮らせる
 - ~地域での介護を支える環境づくり~
- ・ 子どもたちや元気な高齢者が、身近な地域で高齢者などの見守りや日常生活の支援 を行う「県民総ヘルパー運動」を進めます。
- ・ "認知症サポーターが日本一活動する県"をめざし、高齢者の見守りや傾聴ボラン ティアなど、認知症サポーターの活動を拡大します。
- ・ 高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型の介護サービス 基盤の整備を引き続き進めます。

◆病気になっても安心して暮らせる

- ~安心な地域医療体制の整備~
- ・ 高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅医療の要である訪問看護を県内全域で利用できる体制を整備します。
- ・ 地域医療を支える医師や看護師などの不足に対応するため、幅広い診療活動ができる医師の育成・確保に努めるとともに、医師や看護師をはじめとする医療従事者の就業環境改善に向けた取組みを推進します。

◆長寿を支える環境を整備する

- ~高齢者が安心して暮らせる環境づくり~
- ・ 熊本モデルと呼ばれている2層構造(基幹型センター、地域拠点型センター)の認 知症疾患医療センターと身近なかかりつけ医との連携を強化し、3層構造の"新たな

熊本モデル"を構築します。

- ・ 家族などがいない高齢者や障がいのある人の権利を擁護し、適切な医療、介護、福祉サービスなどを受けることができるよう、市町村とも連携し、成年後見制度の利用 促進を図ります。
- ・ 成長が見込まれる「福祉」を内需や雇用を支える基幹産業として捉え、その成長を促します。そのため、介護や福祉、看護、保育などに携わる職員が適正に評価され、 次代を担う若者が誇りと夢を持って、その職を選択し働き続けることができるよう、 技能・資格取得を支援するとともに、正規雇用の拡大など処遇改善を後押しします。 (再掲)

戦略7 子どもの育ちと若者のチャレンジを応援 ~熊本の未来の元気をつくります~ 【概要】

子どもや若者は熊本の未来そのものです。私たち大人は、子どもたちが健やかに育ち、笑顔あふれる毎日を送れるよう取り組んでいく責務があります。また、若者が、自分がやりたい仕事、自分の可能性を拡げる仕事に就くことができれば、個人としての夢が叶うだけでなく、社会全体の元気にもつながります。

子育ての出発点は家庭であり、子育ての第一義的役割を担う保護者を応援するとともに、社会全体で子どもを育み、守るくまもとづくりを進めます。また、若者が、仕事への憧れや夢を持ち、またそれが叶えられるよう、意欲ある若者のチャレンジを応援します。

<u>戦略7一① 子どもの健やかな育ちと子育ての応援</u>

- ◆子育てを地域でサポート
 - ~地域一体となった子育で支援~
- ・ 熊本市周辺部の市町村で発生している保育所入所待機児童の解消をめざし、保育所 の新設や増改築等による定員増への支援に加え、地域の保育所と連携して、家庭的保 育(保育ママ)の充実を支援します。
- ・ 子どもたちが安全安心に毎日を過ごすことができるよう、「放課後児童クラブ」の指導員の育成、適正規模での運営など、必要な環境整備を進めるとともに、「放課後子ども教室」と連携し、全市町村の住民がサービスを利用できるような体制づくりをめざします。
- ・ 家庭での養育が困難な子どもたちを社会全体でサポートするため、児童養護施設や 里親などによる支援を拡充します。
- ・ 県が頻繁にセミナーやシンポジウムを行う施設については、子育て世代が安心して 参加できるよう、施設の設置者と連携して託児機能の整備を進めます。

◆子育てを医療面からサポート ~病児・病後児保育への支援~

・ 子どもたちが病気になっても完全に治るまでの間、安心して子どもたちを預け、親が働き続けることができるよう、「病児・病後児保育」の財政支援を拡充し、全市町村の住民がサービスを利用できるような体制づくりをめざします。

戦略7-② 若者のチャレンジの応援

- ◆若者の可能性を拡げる
 - ~若者の自立と夢の実現の支援~
- ・ 自立をめざす若者を支援するため、「若者サポートステーション」における就労体験 の場の提供や、専門相談員によるカウンセリングなどの支援を強化します。

戦略8 障がいのある人が暮らしやすい熊本 ~ともに支え、ともに担う社会をつくります~

【概要】

平成23年7月に制定した「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に基づき、障がいのある人もない人も、地域で支え合いながら、安心して暮らすことができる共生社会をつくります。また、障がいのある人が地域でいきいきと自分らしく暮らしていくことができるよう、関係機関と連携して、就労や活動のステージづくりを進めます。

戦略8-① 障がいのある人の暮らしの応援

◆就労を進める

- ~一人ひとりに応じた就労支援~
- ・ トライアル雇用を行う企業に対する支援制度を拡充するとともに、行政・学校・福祉団体・民間企業などが連携し、「一人ひとりのライフステージに応じた総合的な就労支援」を行う体制を構築します。
- ・ 障がい者施設と J A などが契約し、施設の利用者が年間を通して、農業で働くこと ができるような新たな雇用形態の創出に取り組みます。
- ・ 障がいのある人への就労機会の拡大に向けたポジティブアクション (積極的改善措置) として、障がい者施設や団体に業務を優先発注するなど、県が率先した取組みを 進めます。

◆地域での暮らしを支える

~障がい者と家族が安心して暮らせる地域づくり~

- ・ 地域で支え合い、安心して暮らせるグループホームなどを増やすため、支援を拡充 します。
- ・ いつでも必要な時に相談を受け、支援を行う「24時間安心サポートセンター」の 設置を進め、障がいのある人が地域で安心して暮らせる体制づくりを進めます。
- ・ 障がいのある人の家族の負担軽減のため、福祉施設や医療機関との連携により、一 時預かりなどのレスパイト・ケアの充実を図ります。
- ・ 重症心身障がい児(者)が地域で安心して生活できるよう、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連携した支援体制を整備します。

◆発達障がい児(者)を支援する

- ~ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援~
- ・ 発達障がいについて、県民の理解を深めるとともに、市町村と連携して、健診や巡

回相談の充実を通じた早期発見・早期療育に努め、気づきから受診、支援にいたるまでの期間の短縮を図りながら、当事者のライフステージ(乳幼児期~就学期~就労期)に応じた切れ目のない総合的な連携・支援体制を構築します。特に、相談・支援体制の強化などにより、申込みから相談(受診)までの待機期間の解消をめざします。

戦略9 人が人として互いに尊重される安全安心な熊本 ~一人ひとりを大切にし、一人ひとりが大切にされる、

安全安心な社会を実現します~

【概要】

同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決し、人が人として互いに尊重される社会となるため、人権教育・啓発を積極的に推進するとともに、誰もが安全で安心して暮らせる社会を築くことにより、一人ひとりを大切にし、一人ひとりが大切にされる熊本をつくります。

戦略9-① 一人ひとりが尊重される社会の構築

- ◆一人ひとりを大切にする
 - ~一人ひとりを大切にし、大切にされる社会づくりの推進~
- ・ 児童虐待やドメスティック・バイオレンス、職場におけるパワー・ハラスメント、 心の暴力であるモラル・ハラスメントを根絶する運動を全国に先駆けて展開し、虐待 の連鎖を食い止めます。
- ・ 小・中学校における「命を大切にする教育」の授業実施や、ゲートキーパーの養成、 自死遺族の方々への支援活動への援助など、自殺対策を積極的に進めます。

戦略9一② 安全安心な社会の構築

- ◆健康危機からくらしを守る *~健康危機管理対策の強化~*
- ・ 日頃から、新型インフルエンザの発生に向けた体制整備や食中毒などの未然防止に 努めるとともに、原因不明や複雑な健康危機が発生した場合には、医師等で構成する 専門チーム (FEIT)を現地に派遣するなど、健康危機の拡大・再発防止に向け、迅 速に取り組みます。

戦略 1 0 災害に負けない熊本 〜熊本の防災力を高めます〜 【概要】

東日本大震災は、私たちに貴重な教訓をもたらしました。まず、あらゆる想定をして対策を立てておくこと、そして、想定外の事態が発生しても柔軟に対応していくこと、更に、防波堤のようなハードに過度に依存せず、"まずは避難する"といった心構えを徹底することです。県では、これらの教訓を踏まえ、"命を大切にする"ことを最優先に、あらゆる災害を想定し、自助・共助・公助の観点のもと地域防災力を高めます。

戦略10−① 災害に負けない社会インフラ、ソフト対策の強化

- ◆自助・共助・公助を強化する
 - ~自助・共助・公助による地域防災力の向上~
- ・ 「災害時要援護者避難支援計画(個別計画)」の全市町村策定をめざすとともに、社 会福祉法人と市町村との協定締結を進め、福祉避難所*2の設置を進めます。
- ・ 県の防災対策や災害発生時における迅速かつ的確な対応などのため、外部の専門家 等の人材を積極的に活用します。
- ・ 災害発生時において、要援護者を支援する、全国のモデルとなるような「高齢者・ 障がい者版DCAT」を創設します。

戦略15 夢を叶える教育 ~次代を担う人材を育てます~

【概要】

子どもたちが、どのような環境にあっても、学ぶことを楽しみ、夢に挑戦し、夢を叶えることができるような教育を進めます。また、熊本の歴史・文化などを理解し、郷土への誇りを育むことにより、熊本の発展を支え、九州、日本、そして世界を支える人材を育てます。

戦略15一① 夢を育む教育の推進

- ◆貧困の連鎖を教育で断つ
 - ~ひとり親家庭等の子どもたちの教育環境づくり~
- ・ 家庭の事情などで塾に通いたくても通えない子どもたちに学びの場を提供するため、 学校の空き教室や地域の縁がわ、更には民間の学習塾などを活用した「地域の寺子屋 (仮称)」を広めます。
- ・ ひとり親家庭などへの職業訓練や子どもに対する教育支援を引き続き支援するとと もに、日曜相談窓口の設置など新たな取組みを進めます。